

浜松こども館管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松こども館条例（平成13年浜松市条例第36号。以下「条例」という。）で規定する浜松こども館（以下「こども館」という。）の適正な管理のために必要な事項を定める。

(託児室利用の申込み等)

第2条 浜松こども館条例施行規則（平成13年浜松市規則第59号。以下「規則」という。）第3条第1項に規定する託児室利用の申込み等は、浜松こども館託児室利用申込書（様式第1号）により行うものとする。

(利用許可の申請)

第3条 規則第5条に規定する浜松こども館分室（以下「こども館分室」という。）の利用許可の申請は、浜松市スポーツ・文化施設予約システム（以下「予約システム」という。）又は浜松こども館分室利用申請書（様式第2号）により行うものとする。

(利用許可の取消し等の申出)

第4条 規則第7条に規定するこども館分室の利用許可の取消しの申出は、利用しようとする日の10日前（ギャラリー1、ギャラリー2及びギャラリー3にあっては、60日前。以下「キャンセル限界日」という。）までに、予約システム又は浜松こども館分室利用許可取消・変更申請書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条に規定するこども館分室の利用許可の変更の申出は、キャンセル限界日までに、予約システム又は浜松こども館分室利用許可取消・変更申請書（様式第3号）により行うものとする。ただし、こども館分室を利用しようとする日を変更することなく、変更後の利用料金が増加する場合は、キャンセル限界日後においても利用許可の変更の申請ができるものとする。

(利用許可の様式)

第5条 こども館分室の利用許可等に関する様式は、予約システムの出力帳票によるものとする。

(利用料金の後納)

第6条 条例第12条第1項に規定するこども館の利用料金の後納の申請は、浜松こども館利用料金後納申請書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第12条第1項に規定するこども館分室の利用料金の後納の申請は、浜松こども館分室利用料金後納申請書（様式第5号）により行うものとする。

(利用料金の後納に係る納期限)

第7条 利用料金を後納する場合は、利用日から30日以内に指定口座へ振込又は窓口にて支払うものとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りではない。

(利用料金の減免)

第8条 規則第9条第1項各号に規定するこども館の利用料金の減免の申請は、浜松こども館利用料金減免申請書(様式第6号)により行うものとする。

2 規則第9条第2項各号に規定するこども館分室の利用料金の減免の申請は、浜松こども館分室利用料金減免申請書(様式第7号)により行うものとする。

(利用料金の還付)

第9条 規則第10条第1項第2号に規定するこども館の利用料金の還付の申請は、浜松こども館利用料金還付申請書(様式第8号)により行うものとする。

2 規則第10条第1項各号に規定するこども館分室の利用料金の還付の申請は、浜松こども館分室利用料金還付申請書(様式第9号)により行うものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(あて先) 浜松こども館指定管理者

浜松こども館託児室利用申込書

浜松こども館条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり浜松こども館託児室利用申込書を提出します。

利用日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (時間)			
託児する乳幼児	ふりがな 氏名	男 女	生年月日	平成 年 月 日 (歳 ヶ月)
申込者	氏名		続柄	
	住所	〒 -		
	電話番号	- -	携帯電話	- -
迎えに来る人 (申込者と異なる場合に記入)	氏名		続柄	
	住所	〒 -		
	電話番号	- -	携帯電話	- -
緊急連絡先	氏名		続柄	
	住所	〒 -		
	電話番号	- -	携帯電話	- -
利用目的	こども館利用 (プログラム参加・上の子と遊ぶ) ・ 買い物 ・ 映画 ・ 習い事 ・ 美容院 仕事 ・ 就職活動 ・ 食事 ・ 通院 ・ 兄弟の用事 ・ その他 ()			

《当日の様子》

【体温】 (平熱 ℃)	℃	【食欲】 普通 ・ あまりない	【機嫌】 良 ・ 普 ・ 悪	【排便】 有 (良・軟・下痢) ・ 無
排泄状況 (該当に○)	オムツ ・ 布パンツ トレーニング中	間 隔 方 法	(時間) (おまる ・ 補助便座)	
特異体質 (アレルギー・障害) 有 ・ 無	詳細			
かかりつけ医院	電話番号 - -			
その他伝えたいこと	託児室利用回数			
	初めて ・ 2回目以上			

【職員記入欄】

身元証明確認	受入れ		引渡し	
--------	-----	--	-----	--

(あて先) 浜松こども館指定管理者

申請者 住 所 〒
 団 体 名
 氏 名
 (代表者)
 電話番号

浜松こども館分室利用申請書

浜松こども館条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり、浜松こども館分室利用申請書を提出します。

利用日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 00 分から 午前・午後 時 分まで			
利用施設 (利用する部屋に○)	ギャラリー1		・	ギャラリー2
	小会議室1		・	和室
利用目的 (イベント・セミナー名等)				
利用内容 (具体的に)				
利用人数	利用者 人 (主催者・来場者の合計人数)			
入場料	有 (最大徴収料金 円) ・ 無			
付帯設備 ※マイク・アンプ一式をご利用になる場合には コンセントを合わせて申請 してください。	展示パネル	最大20台/1台50円	台	不要
	電気コンセント	1口100円	口	不要
	プロジェクター	最大2台/1台1,620円	台	不要
	スクリーン	80インチ/最大3台/1台540円	台	不要
	立て看板	最大4台/1台108円	台	不要
	キッズ用マット	1枚1㎡/最大30枚/1枚108円	枚	不要
	ホワイトボード	追加分/最大2台/1台108円	台	不要
	マイク・アンプ一式	無料 A・Bどちらか利用する方に○	A 無線マイク1本 B 有線マイク1本・無線マイク1本	不要
利用責任者 (連絡担当者)	部署 所属	TEL		
		FAX		
	氏名	携帯		
		E-mail		
備考				

※ホワイトボードは、和室以外の各部屋に1台付属しております。追加が必要な場合にご予約下さい。

【注意事項】

所定の期日を越えてからのキャンセル・変更は承りかねますので、予めご了承ください。(備品を含む)
 ギャラリー1・ギャラリー2・ギャラリー3・・・利用日の60日前
 小会議室1・小会議室2・和室・・・・・・利用日の10日前

【職員記入欄】

	データ入力	利用許可書・請求書	利用料	実施報告書
日付(担当)	(/)	(/)	(/) 現・振	(/)
チェック	No. -	郵送	利用料 円	ファイル
		窓口	備品 円	
			合計 円	()

(あて先) 浜松こども館指定管理者

申請者 住 所 〒
 団 体 名
 氏 名
 (代表者)
 電話番号

浜松こども館分室利用許可取消・変更申請書

浜松こども館条例施行規則第7条の規定により、次のとおり、浜松こども館分室利用許可取消・変更申請書を提出します。

予 約 内 容				
利用日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 00 分から 午前・午後 時 分まで			
利用施設 (利用する部屋に○)	ギャラリー1 ・ ギャラリー2 ・ ギャラリー3			
	小会議室1 ・ 小会議室2 ・ 和 室			
利用目的 (イベント・セミナー名等)				
利用責任者 (連絡担当者)	部署 所属		TEL	
			FAX	
	氏名		携帯	
			E-mail	

どちらかに○をつけてください	取 消	変 更 (変更内容を下の表に記入してください)
----------------	-----	----------------------------

変 更 内 容				
利用日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 00 分から 午前・午後 時 分まで			
利用施設 (利用する部屋に○)	ギャラリー1 ・ ギャラリー2 ・ ギャラリー3			
	小会議室1 ・ 小会議室2 ・ 和 室			
利用目的 (イベント・セミナー名等)				
備考				

【注意事項】

- 1 取消・変更の際は、既定のキャンセル料を申し受けます。
- 2 キャンセル料のお支払いは本申請書のご提出から1週間以内に振込または窓口にてお支払ください。
振込の際は、振込手数料はご負担ください。
- 3 所定の期日までに本申請書を提出された場合、キャンセル料は不要です。
 ギャラリー1・ギャラリー2・ギャラリー3 …… 利用日の60日前
 小会議室1・小会議室2 ・ 和室 …………… 利用日の10日前

【職員記入欄】

	キャンセル受付日	データ処理日	キャンセル料入金日	返金日
日 付				
確 認 者				

(あて先) 浜松こども館指定管理者

申請者 住 所
 団 体 名
 氏 名
 (代表者)
 電話番号

浜松こども館利用料金後納申請書

次のとおり、浜松こども館利用料金後納申請書を提出します。

利用料金は、利用日から30日以内に指定口座へ振込または窓口にて支払います。

利用日時	平成 年 月 日 ()				
	午前・午後 時 分から 時 分まで				
利用人数	大人	小人	金額	大人	円
				小人	円
	人	人		合計	円
理由					

【職員記入欄】

回議	起案	平成 年 月 日	館長		グループ長		係		起案	
	決裁	平成 年 月 日								
備考										

(あて先) 浜松こども館指定管理者

申請者 住 所
 団 体 名
 氏 名
 (代表者)
 電話番号

浜松こども館分室利用料金後納申請書

次のとおり、浜松こども館分室利用料金後納申請書を提出します。

利用料金は、利用日から30日以内に指定口座へ振込または窓口にて支払います。

利用日時	平成 年 月 日 ()				
	午前 ・ 午後 時 分から 時 分まで				
利用区分	ギャラリー1	ギャラリー2	金 額	施設利用料	円
	ギャラリー3	小会議室1		設備利用料	円
	小会議室2	和室		合 計	円
理 由					

【職員記入欄】

回 議	起案	平成 年 月 日	館 長	グ ル ー プ 長	係	起 案
	決裁	平成 年 月 日				
備考						

(あて先) 浜松こども館指定管理者

申請者 住 所
 団 体 名
 氏 名
 (代表者)
 電話番号

浜松こども館利用料金減免申請書

浜松こども館条例施行規則第9条第4項の規定により、次のとおり、浜松こども館利用料金減免申請書を提出します。

利用日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 時 分まで				
利用人数	引率者	大人	小学生 中学生 高校生	認定こども園 幼稚園 保育所	(その他)
	人	人	人	人	人
引率責任者	電話番号				
理 由	<input type="checkbox"/> 浜松こども館条例施行規則第9条第1項第 号により減免 <input type="checkbox"/> 浜松こども館に係る審査基準及び処分基準第5条第1項第 号により減免				

【職員記入欄】

回 議	起案	平成 年 月 日	館 長	グ ル ー プ 長	係	起 案
	決裁	平成 年 月 日				
備考						

(あて先) 浜松こども館指定管理者

申請者 住 所
 団 体 名
 氏 名
 (代表者)
 電話番号

浜松こども館利用料金還付申請書

浜松こども館条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり、浜松こども館利用料金還付申請書を提出します。

利用日時	平成 年 月 日 ()				
	午前・午後 時 分から 時 分まで				
利用人数	大人	人	金 額	@200円	円
	小人	人		@100円	円
	合計	人		合 計	円
理由	<input type="checkbox"/> 浜松こども館に係る審査基準及び処分基準第6条第2項第 号により還付				

振込先口座情報

振込先金融機関名			預金種別及び口座番号		
銀行	本店	普通預金 当座預金	第	号	
金庫	支店				
農協	出張所				

【職員記入欄】

回 議	起案	平成 年 月 日	館 長		グ ル ー プ 長		係		起 案	
	決裁	平成 年 月 日								
備考										

(あて先) 浜松こども館指定管理者

申請者 住 所
 団 体 名
 氏 名
 (代表者)
 電話番号

浜松こども館分室利用料金還付申請書

浜松こども館条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり、浜松こども館分室利用料金還付申請書を提出します。

利用日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 時 分まで				
利用区分	ギャラリー1	ギャラリー2	金 額	施設利用料	円
	ギャラリー3	小会議室1		設備利用料	円
	小会議室2	和室		合 計	円
理 由	<input type="checkbox"/> 浜松こども館条例施行規則第10条第1項第 号により還付 <input type="checkbox"/> 浜松こども館に係る審査基準及び処分基準第6条第2項第 号により還付				

振込先口座情報

振込先金融機関名			預金種別及び口座番号		
銀行	本 店	普通預金 当座預金	第	号	
金庫	支 店				
農協	出張所				

【職員記入欄】

回 議	起案	平成 年 月 日	館 長		グ ル ー プ 長		係		起 案	
	決裁	平成 年 月 日								
備考										